

# 保険証と保険料納入通知書を発送します

国民健康保険(以下、国保)と後期高齢者医療制度(以下、後期)の、新しい保険証と保険料納入通知書を7月中旬に発送します。国保の書類は国保年金課から、後期の書類は長寿支援課からそれぞれお送りします。

## 新しい保険証を発送します

8月1日から有効となる国保と後期の保険証を7月中旬に届くよう、順次発送します。保険証は簡易書留郵便でお送りするため、留守の場合は不在票が投函されます。保険証が届いたら、記載されている住所、氏名を確認し、誤りがある場合は担当課へご連絡ください。

●26年8月～27年7月に75歳になる人 国保の保険証の有効期限は誕生日の前日です。75歳の誕生日からは後期の被保険者となり、新しい保険証が交付されます。

## 保険料納入通知書を発送します

7月中旬に保険料納入通知書を発送します。後期は個人に、国保は世帯ごとに通知します。保

険料の納期限は、国保が7月から翌年3月までの、後期は7月から翌年2月までの毎月末日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

保険料は、前年の所得に基づいて計算されます。市県民税等の申告が遅れたり、未申告だった人が申告をしたり、世帯の中で加入者が増減したりすると、年度の途中で保険料額が変わることもあります。

## 26年度から国民健康保険料の賦課限度額が変わりました

国保の被保険者間の保険料負担の公平を図るため、後期高齢者支援金及び介護納付金の賦課限度額がそれぞれ2万円引き上げられました。新しい限度額は、後期高齢者支援金が16万円、介護納付金が14万円です。医療給付に係る賦課限度額は51万円です。

## 後期高齢者医療制度の保険料が26年度から変わりました

一人当たりの医療費が今まで以上に増加することなどが見込まれるため、26年度から後期の

保険料及び賦課限度額が増額されることになりました。これにより、一人当たりの平均保険料は月額89円増え、5,622円となります。

## 後期高齢者医療制度の保険料の変更

	25年度	26・27年度	
所得割率	7.29%	7.43%	個人の所得に応じて計算
均等割額	3万7,400円	3万8,700円	加入者全員が平等に負担する額
賦課限度額	55万円	57万円	

$$\text{年額保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

(前年所得の7.43%) (3万8,700円)

## 国民健康保険料の納付は口座振替をご利用ください

保険料の納付方法は、普通徴収(口座振替または納付書による納付)と特別徴収(年金天引き)がありますが、普通徴収については、口座振替による納入をお願いしています。国保年金課では、4月1日からページー口座振替受付サービスを開始しました。口座振替を申し込む本人名

## 国民健康保険料の軽減(均等割と平等割)

軽減割合	世帯の前年の総所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円+(24万5,000円×被保険者数)以下
2割	33万円+(45万円×被保険者数)以下

※軽減を判定する所得金額は、所得割額の計算に使う所得とは一部異なります  
※世帯主の所得は、国民健康保険に加入していない場合でも加算します

## 国民健康保険料の軽減(所得割)

対象	倒産・解雇または雇止めなどにより離職した人で、離職時65歳未満の人
軽減内容	対象者の給与所得を30/100で計算
期間	離職日の翌日から翌年度末まで

※失業給付を受けている人が対象で、雇用保険受給資格者証の離職コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34の人です  
※給与以外の所得は軽減の対象外です  
※軽減を受けるには申請が必要です。雇用保険受給資格者証を持って国保年金課へ

## 後期高齢者医療制度の軽減(均等割)

軽減割合	軽減後の均等割額	【軽減の基準】 世帯内の後期高齢者と世帯主の前年の総所得額等の合計額が次の金額以下であること
9割	3,870円	33万円以下 世帯内の後期高齢者全員の所得が0円
8.5割	5,805円	33万円以下
5割	1万9,350円	33万円+(24万5,000円×後期高齢者数)以下
2割	3万960円	33万円+(45万円×後期高齢者数)以下

※退職所得は含みません  
※軽減を判定する所得金額は、所得割額の計算に使う所得とは一部異なります

## 後期高齢者医療制度の軽減(所得割)

軽減割合	軽減の基準
5割	賦課のもととなる前年の所得金額が58万円以下

※年金収入のみの人の場合、年金収入額が211万円以下の方が該当します

## 生ごみたい肥化容器を使ってみませんか

市では、生ごみたい肥化容器・電気式生ごみ処理機を購入する人に、購入金額の一部を補助しています。購入したい容器・機器が決まったら、購入前にク

リーン推進課で申請してください。購入後の申請はできません。

生ごみたい肥化容器・電気式生ごみ処理機を使って生ごみを減らすことで、ごみ出しの負担が軽くなり、ごみ焼却時の二酸化炭素削減や焼却炉の延命につながります。詳しくはクリーン推進課へお問い合わせください。

### 7月の資源物・ごみ収集日

朝8時30分までに集積場所へ。不燃ごみは休日と重なった場合も収集

コース	該当地域	指定袋使用		資源物	
		不燃ごみ	有蓋ごみ	可燃ごみ	紙・布・紙類
1	大和田(成田街道南側)、萱田町(成田街道南側)、村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側)、大和田新田(県道幕張八千代線より東側)、高津(県道幕張八千代線より東側)	1 第1火	15 第3火	月・水・金 21日は収集あり	木・土
2	八千代台北	8 第2火	22 第4火	火・木・土	月 21日は休み
3	八千代台西、八千代台南	15 第3火	1 第1火		
4	八千代台東	22 第4火	8 第2火		
5	上高野	2 第1水	16 第3水		
6	村上団地	9 第2水	23 第4水		
7	村上(新川の東側)、下市場、村上南、勝田台北	16 第3水	2 第1水		
8	神野、下高野、堀ノ内、保品、米本団地、米本	23 第4水	9 第2水		

コース	該当地域	不燃ごみ	有蓋ごみ	可燃ごみ	びん・缶・ペットボトル類	紙・布・紙類
9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	3 第1木	17 第3木	月・水・金 21日は収集あり	火	土
10	高津(県道幕張八千代線より西側)、高津東大和田新田(100・200番台の成田街道南側)	10 第2木	24 第4木	火・木・土	水	
11	高津団地、大和田新田(1~99番地の成田街道南側)	17 第3木	3 第1木			
12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2~4丁目	24 第4木	10 第2木			
13	勝田台	4 第1金	18 第3金			
14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3~8丁目、麦丸萱田町(東葉高速線北側)、萱田(東葉高速線北側)	11 第2金	25 第4金			
15	大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目	18 第3金	4 第1金			
16	大学町、真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納	25 第4金	11 第2金			

◆お問い合わせは、クリーン推進課(483) 1151または清掃センター(483) 4521へ